

## 福岡女子大学文学部の理念・目的等に関する規則

法人規則第45号

平成21年3月19日

### (理念)

第1条 福岡女子大学文学部は、福岡女子大学学則(平成18年法人規則第33号)第1条に定める大学の目的を達成するため、国際化・情報化が進展する時代において、人間・社会に対する理解を深め、言語・文化などの専門性豊かな教養を基礎に、鋭い思考力と総合的な判断力を培い、主体的に行動することができる力を養成するとともに、文化の継承と創造にかかわることができる人材を育成することを理念とする。

### (目的)

第2条 福岡女子大学文学部は、前条の理念のもと、次の各号の目的を達成するために、教育研究を行う。

#### (1) 幅広い教養と豊かな人間性の涵養

質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

#### (2) 専門的能力の養成

イ 入学から卒業までの継続的・体系的な学習により、人間・社会・文化・文学に関わる諸問題を総合的に検討し、専門的学識を備えた応用力豊かな人材を育成する。

ロ 国文学科では、日本文学・日本漢文学・日本語学・日本語教育についての広く深い知識を身につけた、価値観の多様化に対応できる人材や、国語教育・日本語教育の各分野において貢献できる人材の育成を目指す。

ハ 英文学科では、英米を中心とした英語圏文学と文化及びその言語の特質について深い学識を授けるとともに、読解・表現の総合的な力を培うことにより、各界で活躍できる人材の育成を目指す。

#### (3) 男女共同参画社会の実現を目指す能力の養成

男女共同参画社会において、自らの能力を発揮できる人材の育成を目指す。

#### (4) 地域社会の課題解決のための実践的能力の養成

地域社会の諸課題に対して、さまざまな人々や組織と協力しながら取り組むことができるような実践的能力を養成する。

#### (5) 情報発信・情報交換能力の養成

教育研究の成果に関する情報を広く国内外に発信し、取り組んだ課題やこれに関連する情報を交換し、課題の解決に取り組むためのコミュニケーションを行う能力を養成する。

### 附則

この規則は平成21年3月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。